

業務委託基本契約書

甲：株式会社ビジネス・インフォメーション・テクノロジー

乙：

業務委託基本契約書

株式会社ビジネス・インフォメーション・テクノロジー（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、情報通信システムのソフトウェア開発業務等の委託に関する基本契約（以下「本契約」という。）を以下の通り締結する。

第1条（総 則）

甲および乙は、甲・乙間の取引が相互の信頼に基づいて行われることを確認し、信義誠実の原則に則り公正な取引を行うものとする。

第2条（契約の目的）

甲は多様化する情報通信システム・ソフトウェア開発のニーズに迅速に対応する為、甲の情報通信システムのコンサルテーション、調査・分析、設計・開発、運用および保守業務（以下「本件業務」という。）の一部または全部を本契約の定めるところに従い乙に委託する。

第3条（適用の範囲）

本契約は、甲が希望する本件業務を乙へ委託（以下「委託業務」という。）するにあたり、甲と乙の間に締結される個別の委託業務契約（以下「個別契約」という。）の全てに共通に適用されるものとする。但し、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、または本契約と異なる事項を約することを妨げないものとする。

第4条（個別契約の成立）

1. 委託業務に関する、業務の内容、委託料、成果物、納入期限、その他具体的事項は本契約に定めるものを除き、個別契約をもって定めるものとする。
2. 前項の個別契約は原則として、甲が所定の文書（注文書及び仕様書等）を乙に交付し、乙が所定の文書（注文請書等）を甲に交付したときに個別契約が成立するものとする。
3. 乙は、甲に対し文書（注文書及び仕様書等）受領後7日以内に注文の諾否の通知をするものとする。
4. 乙は甲から要請があった場合、個別契約に関する見積書を提出するものとする。尚、見積書の様式、記載内容等については甲・乙別途協議のうえ定めるものとする。

第5条（特 約）

1. 個別契約につき特に必要あるときは、甲と乙とが協議のうえその都度特約事項を追加し、または別途契約を締結することができるものとする。
2. 前項により乙が直接損害を被ったときは、乙の申し出により甲・乙間で協議のうえ処理するものとする。

第6条（仕 様）

1. 乙は委託業務を注文書の一部をなす仕様書、および必要により甲が適宜追加する関係資料、または指示（以下あわせて「仕様書等」という。）に基づき実施するものとする。

文書コード:P-C002-01

2. 乙は委託業務の実施にあたり、仕様書等その他甲からの通知事項に疑義を生じた場合、直ちに甲に通知し、これに対し、甲は速やかにその措置を決定して乙に通知するものとする。

第7条（仕様書等の変更）

1. 甲は個別契約締結後、仕様書等に変更を行う必要が生じた場合、乙と別途協議の上、仕様書等を変更できるものとする。
2. 甲の仕様書等の変更に伴い、個別契約の内容が不合理になった場合は、甲および乙は別途協議の上、個別契約の内容を変更できるものとする。
3. 甲が個別契約の変更をしようとするときは、甲・乙協議のうえ変更注文書を乙に交付するものとし、この成立は第4条を準用するものとする。

第8条（緊急の措置）

乙は委託業務の実施に伴い、緊急に甲からの指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに甲に連絡しその指示を受けるものとし、甲からの指示を受けることが出来ず適宜の応急措置を取ったときは、事後直ちに甲に報告するものとする。

第9条（報 告）

甲は乙に対し、委託業務の進捗状況について報告を求めることができるものとし、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第10条（委託業務資料の管理）

1. 個別契約に基づき甲が乙に貸与する資料(以下「委託業務資料」という。)の保管管理につき、乙は甲に対し一切の責任を負うものとする。
2. 乙は委託業務資料を、委託業務実施その他甲の指定した目的以外に使用してはならないものとする。
3. 乙は委託業務資料を甲の書面による事前承諾なくしては方法の如何に係わらず、複製・複写してはならず、また委託業務実施場所から持ち出してはならないものとする。
4. 乙は委託業務資料につき、第18条第1項に定める場合の他、甲から返還を求められたときあるいは個別契約が終了した場合、即時にこれを甲に返還するものとする。

第11条（什器備品等の支給・貸与）

1. 甲は委託業務遂行上、必要と認めた場合、乙に対して帳票、電子計算機、什器備品等(以下「什器備品等」という。)を支給(以下「支給品」という。)または貸与(以下「貸与品」という。)するものとする。尚、支給品の有償・無償の別及び有償時の有償額、または貸与品の貸与期間、使用条件等については必要の都度、甲・乙協議のうえ取り決めるものとする。
2. 乙は前項の支給品または貸与品を受領したときは、遅滞なくこれを検査し、不良又は数量不足を発見した場合には、直ちにその旨を甲に申し出るものとし、甲・乙協議してその処置を決めるものとする。
3. 乙は次の各号に該当する場合、前1項に基づき貸与された什器備品等を速やかに甲に返却するものとする。
 - (1) 委託業務が完了したとき
 - (2) 貸与期間が経過したとき
 - (3) その他合理的な理由により甲が返却を要求したとき

第12条（支給品の所有権）

有償支給品の所有権は、甲が当該支給代金を受領したときに甲から乙に移転するものとし、無償支給品の所有権は甲に属するものとする。

文書コード:P-C002-01

第13条（支給品・貸与品の管理）

1. 乙は第11条の甲よりの支給品または貸与品の一切について、善良なる管理者の注意義務をもって管理・保管するものとする。
2. 乙は第11条の甲よりの支給品または貸与品について、委託業務実施その他甲が指定した目的以外に使用してはならないものとする。また第三者に再支給・再貸与・質入転売等の処分をしてはならないものとする。
3. 乙は支給品または貸与品の全部または一部が滅失・毀損または変質した場合、直ちに甲に通知し、甲の指示に従って次の各号のいずれかの措置をとるものとする。但し、不可抗力又は甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとする。
 - (1) 自己の負担による原状回復
 - (2) 代品の提供

第14条（再委託）

1. 乙は請負業務の全部又は一部を第三者に請け負わせることは出来ない。但し、甲の書面による事前の承諾を得たときはこの限りでない。
2. 前項但し書きにより、乙が第三者に請負業務の全部又は一部を請け負わせる場合、乙は当該第三者に乙が甲に対して負うべき義務を負わせるとともに、甲に対し当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負う。

第15条（建物等の使用）

1. 甲は必要と認めるとき乙に対し、甲の建物および付属設備の使用を許可するものとする。
2. 乙は前項により甲の事業所等において業務を遂行するときは、甲からの委託業務以外のいかなる業務も甲の書面による事前承諾なしに行ってはならないものとする。

第16条（服務規律等）

1. 乙は前条の業務の遂行にあたっては、甲の職場規律を尊重し、甲の職場秩序維持に努めるよう指示・監督するものとする。
2. 乙はこの契約が円滑かつ確実に履行されるよう、始業時刻・就業時刻および休憩時間等勤務に関し必要事項については、甲の意見を参酌してこれを定め甲に対してこれを通知するものとする。
3. 甲は必要あるときは乙に対し、乙の技術者についての甲または甲の顧客名義の証明書を発行することがある。この場合乙は乙の技術者に常にこれを携帯させるとともに、第18条第1項に定める場合の他、甲から返還を求められたときあるいは個別契約が終了した場合、即時にこれを甲に返還するものとする。

第17条（技術者に対する責任）

1. 乙は委託業務に従事する乙の技術者の使用者としての法律上の全ての責任を負うものとする。また乙は委託業務遂行中に発生した乙の技術者の業務上の災害に対する補償について一切の責任を負うものとする。
2. 乙は委託業務の遂行にあたり、事業主としての財務上、法律上の全ての責任を負うものとする。

第18条（納 入）

1. 乙は個別契約で定める成果物（以下「成果物」という。）の一切を作業完了報告書とともに、甲の指定する場所に個別契約で定める納入期日（以下「納期」という。）までに納入するものとする。但し、納期が甲の休業日にあたるときはその前日をもって納期とする。尚、乙は当該成果物の納入の際、甲から貸与を受けた委託業務資料を併せて甲に返還するものとする。
2. 乙は納期前に成果物を納入しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならないものとする。
3. 乙は納期までに、成果物を納入することが出来ない恐れのある事由が発生したときは、その都度直ちに書面をもって、理由および遅延見込日数を明示して甲に通知するものとし、この場合、甲は直

文書コード:P-C002-01

ちにその処置を決定し、乙に連絡するものとする。

第19条（検 収）

1. 乙が成果物を前条により納入したときは、甲は甲所定の検収方法に基づき、30日以内または個別契約に定める検収期間内に成果物の検収を行い、書面をもってその結果を乙に通知するものとする。また、その結果が合格の場合、成果物の検収が完了するものとする。
2. 甲の検収期間経過後も乙に対し成果物の検収結果の通知がない場合には、当該成果物は検収に合格したものと見做す。
3. 前条において、乙が個別契約で定めた納期を過ぎてから成果物を納入した場合には、前項における甲の検収期間も当該遅延日数に応じて延長されるものとする。
4. 第1項の検収結果が不合格となった場合、乙は自己の責任と負担において、甲の指示に基づき甲・乙協議のうえ、甲が決定した期日までに成果物の補正を行うものとする。この補正が完了したときは、乙は直ちに甲に通知し、甲は再び検収を行うものとする。この場合、当該再検収の手続きについては前第1項を準用するものとし、当該再検収に合格したときをもって検収完了したものとする。但し、この場合といえども、乙は甲に対する納期遅延の責を免れないものとする。

第20条（中間検収）

甲は、前条の検収のほか甲が必要と認めた場合は、乙の成果物の納入の前に甲の指定する者によって中間検収を行うことができるものとする。

第21条（不足品、不合格品）

1. 乙は第19条及び第20条の検収の結果、数量不足又は不合格とされたものについては乙の負担において速やかに補修し、または不足品若しくは代品を甲に納入しなければならない。但し、本契約若しくは個別契約で別に定めたとき、または別に甲の指示があるときは、乙はこれに従うものとする。
2. 前項の補修品・不足品または代品の納入手続きは、本契約に定める納入手続きに準ずるものとする。

第22条（値引取引）

1. 甲は第19条の検収の結果不合格となったものにつき、個別契約で定めた委託料を値引きし、これを引き取ることができるものとする。
2. 前項の値引き額については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

第23条（委託料及び支払方法）

1. 甲は乙に対し委託業務の対価として、個別契約に定める委託料または第22条により値引取引されたものの代金(以下「確定委託料」という。)を支払うものとする。
2. 乙は第19条第1項による委託業務の検収の完了の通知を受けたら、速やかに確定委託料を甲所定の書類を添付して甲に請求するものとし、甲は乙からの請求に誤りがなければ、個別契約に定める支払条件および方法により当該請求に係わる請求金額を乙に支払うものとする。また、振込による支払いにおける振込手数料については、乙の負担とする。尚、確定委託料に掛かる消費税額は当該確定委託料に法定消費税率を乗ずることにより算定し、当該確定委託料に加算して請求するものとして、消費税額の算定に関して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。
3. 前項において、乙が乙の責に帰すべき事由により成果物の納期を遅延した場合、遅延期間に相当する期間、対価の支払を延期することが出来るものとする。
4. 乙が委託業務の履行に要する通常のコストは乙の負担とする。

第24条（成果物に関する権利の帰属）

1. 甲が乙に委託した委託業務に基づき作成された成果物に関する著作権(著作権法第21条から第

文書コード:P-C002-01

- 28条に定める全ての権利を含む。)、所有権は甲より乙へ委託料が完済されたとき、乙から甲に移転するものとする。但し、委託業務に基づき作成された成果物の中で、同種プログラムに共通に利用されるルーチン、モジュール(乙が従来より使用していたもの、および委託業務実施上利用するため独自に創作したものを含む。))に関する権利は、甲乙双方による合意にもとづき乙に留保されるものとし、乙が他のプログラムに組み込むことができるものとする。
2. 乙は自己の営業の為、その他、目的、理由の如何を問わず、自己又は第三者の為に成果物の全部または一部(前項に定める権利を除く)を使用しようとする場合は、事前に甲に書面をもって依頼するものとし、甲は自己の判断に基づき、当該使用を許諾するかどうかを決定するものとする。尚、甲が当該使用を許諾する旨決定したときは、甲は乙にその旨書面をもって通知するか、若しくは甲と乙との間で別途必要な契約を締結するものとする。
 3. 乙は成果物を甲が自己の責任において、乙の氏名を表示することなく公表したり、成果物を任意に変更、修正しても一切異議を申し立てないものとする。
 4. 委託業務の履行過程において生じた特許権、実用新案権(特許、実用新案登録等を受ける権利を含み、以下「特許権等」という。)の帰属については、以下の通りとする。
 - (1) 乙が単独で行った発明等から生じた特許権等については、乙に帰属する。但し、委託業務の遂行を通じてなされた発明等については、この限りでないものとする。
 - (2) 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙による書面での合意にもとづき、その取り扱いを決定するものとする。
 - (3) 甲が単独で行った発明、考案(以下「発明等」という。)から生じた特許権等については甲に帰属する。

第25条 (瑕疵担保責任)

1. 乙は甲に対して、委託業務が仕様書等の通りに行われていることを保証するものとする。
2. 成果物につき、仕様書との相違、その他乙の責に帰すべき事由に基づき、委託業務の完了後1ヵ年以内に補正または追加を要するときは、乙は甲の指示に基づき自己の責任と負担において速やかに補正または追加を行うものとする。尚、乙が委託業務を第三者に再委託させている場合で、当該再委託にかかる成果物に前述の瑕疵が発見された場合の措置も同様とする。
3. 成果物の瑕疵に関連して甲に損害が発生したときは、乙は甲の被った損害につき賠償するものとする。但し、個別契約で特に定めない場合は、具体的な賠償金額、賠償方法について別途甲・乙協議のうえ定めるものとする。

第26条 (第三者の権利侵害)

1. 乙は委託業務の実施にあたっては第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、成果物及びこれに関連して得られた技術的成果が第三者の如何なる権利をも侵害していないことを保証するものとする。
2. 前項の定めに係わらず、成果物あるいは技術的成果が第三者の権利を侵害するとして何らかの請求、異議申し立てが成され、若しくは訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、乙は自己の責任と負担において一切を処理解決し、甲に迷惑、損害を及ぼさないものとする。但し、当該紛争が甲の指図に直接起因する場合は、この限りではないものとする。

第27条 (損害賠償)

1. 委託業務の実施に関して、乙または乙の従業員が故意、過失により甲に損害を与えた場合、乙は当該損害を賠償するものとする。但し、個別契約で特に定めない場合は具体的な賠償金額、賠償方法について、別途甲・乙協議のうえ定めるものとする。
2. 前項その他個別契約で特に定める場合の他、甲または乙が本契約に違反したことにより、相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は相手方に対し当該損害を賠償するものとする。但し、個別契約で特に定めない場合は具体的な賠償金額、賠償方法について、別途甲・乙協議のうえ定めるものとする。
3. 乙が甲の営業権を侵害した場合、甲は直ちに本契約(含む、個別契約)を解約するものとし、甲の

文書コード:P-C002-01

被った損害額について損害賠償を請求できるものとする。賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。

第28条（危険の負担）

1. 第18条に定める納入前に成果物に滅失・毀損が生じた場合には、甲の責に帰すべき場合を除き、その滅失・毀損は乙の負担とするものとする。
2. 第18条に定める納入後に成果物に滅失・毀損が生じた場合には、乙の責に帰すべき場合を除き、その滅失・毀損は甲の負担とするものとする。

第29条（通知義務）

乙は次の各号に該当するときは事前に書面により甲に通知するものとする。この場合甲は必要と認めたときは乙に対し調査報告を求めることができるものとする。

- (1) 住所・氏名(商号)・代表者の変更
- (2) 合併・営業譲渡・譲受・減資・その他甲・乙間の取引に影響を及ぼす重要事項あるときは、その事項

第30条（解除権）

本契約で特に定める場合の他、甲または乙が本契約の条項に違反したときは、相手方は書面をもって通知することにより、1ヶ月の予告期間にていつでも個別契約を解除出来るものとする。但し、この場合甲は当該解除時点までに乙が既に実施した委託業務に現実に要した費用を乙に支払うものとし、また乙は当該解除時点までに完成若しくは仕掛かり中の成果物全部を甲に引き渡すものとする。この場合、第24条の規定を準用するものとする。

第31条（機密保持）

1. 甲及び乙は、本件目的に関して開示者から受領者に対して開示される一切の情報のうち下記各号に定める条件を満たす情報が、機密情報とされる(以下「機密情報」という。)ことを了承する。
 - (1) 機密情報が書面により開示される場合は、機密情報に「機密」「Confidential」等秘密である旨を明示し受領者に開示されるものとする。
 - (2) 機密情報が口頭のみにより開示される場合には、開示者が、開示時点で機密である旨を明確に示すものとする。ただし、開示後 30 日以内に開示者が「機密」「Confidential」等と明示した書面に内容を記載して受領者に交付することにより、その機密の内容・範囲について確認しない場合は、開示後 30 日の経過をもって機密情報とは扱わないものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、下記各号のいずれかに該当する情報は、機密情報には含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知であり、又は開示以後受領者側の過失若しくは本契約に違反することなく公知となった情報
 - (2) 受領者が、開示者から開示される以前に、正当に保持していた情報
 - (3) 開示者の機密情報を使用することなく、受領者が独自に開発した情報
 - (4) 受領者が、譲渡又は開示の権利を有する第三者から、何らの制約なく正当に、入手した情報
 - (5) 開示者が、かかる制約から除外することを書面により同意した情報
3. 甲及び乙は、本契約の内容、本契約に基づく甲乙間の全ての情報の授受、打ち合わせ及び本契約そのものの存在を、相手方当事者の承認がある場合を除き、第三者に対し公表しないものとする。
4. 受領者は、自らが保有し同程度の重要性を有する機密及び財産的情報を保護するのと同様の注

文書コード:P-C002-01

意をもって、受領した機密情報の権限のない使用、開示、公表及び配布を防ぐものとする。

5. 受領者は、受領した機密情報を、本件目的の履行に必要な範囲を超えて使用してはならない。受領者は、機密情報の開示を受ける自己の役員、従業員及び外部の法律専門家(以下これらを総称して「関係受領者」という。)に対し、開示前に本契約における義務を告知するものとする。受領者が機密情報を開示する対象者は、本件目的の履行及びそれに関連した紛争解決のため開示を行う必要のある最小限の受領者の役員、従業員及び外部の法律専門家に限定する。
6. 前項により受領者が関係受領者に機密情報を開示する場合、受領者は、本契約における自己の義務と同等の義務を当該関係受領者に課すものとし、当該関係受領者の責めに帰すべき事由により生じた相手方当事者の損害について、一切の責任を負うものとする。
7. 本件目的の履行に際し、受領者が機密情報を関係受領者以外の第三者(以下「第三受領者」という。)に開示する場合には、事前に開示者の書面による承認を得なければならない。但し、甲の子会社(親会社に従属し、その従属関係が資本参加の型式をとり、株式会社の発行済株式の総数の過半数にあたる株式または有限会社にあつては資本の過半数にあたる出資口数の割合を有する会社および資本参加以外の契約、役員兼任の型式による従属会社を含む)に対して情報を開示する場合には、乙の書面による承認を要しないものとする。
8. 前項により受領者が第三受領者に機密情報を開示する場合、受領者は、本契約における自己の義務と同等の義務を当該第三受領者に課す旨の書面による合意を当該第三受領者との間で締結し、かつ当該第三受領者の責めに帰すべき事由により生じた開示者の損害について、一切の責任を負うものとする。
9. 裁判所から法律の定めるところに従い機密情報の開示を要求された場合には、受領者は、当該機密情報を開示することができる。この場合、受領者は開示者がこれを争うことができるよう開示前にかかる要求について、開示者に通知するものとする。
10. 監督官庁等の行政機関から機密情報の開示を要求された場合には、それが法的強制力を有するものであると否とに拘らず、次の各号に定める通り行動するとともに、受領者は開示前に開示者と協議してその対応を決定するものとする。
 - (1) 開示者に対し当該行政機関の命令を直ちに通知し、開示者とその対応について協議すること
 - (2) 開示を行う場合には当該行政機関に対し当該機密情報が情報として機密性を持つものであることを示すこと
 - (3) 開示者が当該行政機関による開示要求に対し法的に救済を求める場合には合理的範囲で開示者に協力すること
11. 本条の規定は、本契約が終了した後も有効とする。

第32条 (契約書作成費用の負担)

1. 本契約書及び個別契約書の印刷、作成に要する費用は甲が負担し、本契約の成立を証する書面に課される印紙税は甲、乙が夫々負担するものとする。また「注文請書」に要する印紙税は乙が負担するものとする。
2. 本契約及び個別契約の内容を変更、補充する契約につき作成する書面においても、前項を適用するものとする。

文書コード:P-C002-01

第33条（個人情報の取扱い）

1. 甲は、乙が請負業務を遂行する上で必要な場合、甲又は甲の顧客が保有する個人情報（日本工業規格（JISQ15001）で定義された個人情報をいい、以下「個人情報」という）を乙に預ける（以下「委託」という）。
2. 乙は、甲から個人情報を預託される場合、個人情報保護管理者（日本工業規格 JISQ15001 で定義された管理者をいう）を定め、乙及び乙の従業員が個人情報に関する秘密を保持するため別途定める必要な措置を講じなければならない。なお、甲が要請した場合、乙の従業員は甲が別途定める誓約書を提出するものとする。
3. 乙は、事前に書面による甲の同意を得ないで、預託された個人情報を第三者に開示、預託及び提供（個人情報を渡し、利用可能にすること）をしてはならない。
4. 乙は、預託された個人情報を甲の認めた目的でのみ使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならない。
5. 甲は、いつでも乙に対して個人情報保護に係わる管理状況を監査する権限を有する。甲が乙に対して個人情報保護に係わる監査を実施する場合、乙は甲に協力しなければならない。
6. 乙は、請け負う業務終了後、甲に個人情報をただちに返却しなければならない。バックアップ用も含めて乙に個人情報が残ってはならない。
7. 乙が本条の規定に違反し、預託された個人情報が漏洩され、甲または第三者に損害が発生した場合、乙は甲または第三者に対してその損害を賠償しなければならない。
8. 本条の規定は、特定の個人を識別できないよう変更または変換して甲から乙に提供された個人情報については適用しない。
9. 本条の規定は、本契約及び個別契約終了後も存続する。

第34条（契約内容の変更）

委託業務、その他本契約及び個別契約の内容は、甲及び乙双方の記名捺印した書面によるのみ変更することができるものとする。

第35条（契約の解除）

1. 甲又は乙が次の各号の一つにでも該当した場合、相手方は当該当事者に対し何らの通知・催促その他手続きを要せず本契約及び個別契約の全部又は一部を解除できるものとする。
 - (1) 本契約及び個別契約の条項に違背したとき
 - (2) 本契約及び個別契約を履行する見込みがないと認められたとき
 - (3) 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けたとき
 - (4) 手形交換所の不渡処分を受けたとき、または支払停止状態に至ったとき差押え、仮差押え、仮処分、または競売の申し立てがあったとき、若しくは公租公課を滞納し督促を受けたとき、または保全差押えを受けたとき
 - (5) 破産、民事再生手続開始、会社整理開始、または会社更生手続開始の申し立てがあったとき
 - (6) 解散したとき、若しくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - (7) 相手方との間の信頼関係を著しく損う行為又は事象が認められたとき。
2. 乙が次の各号の一つにでも該当した場合、甲はいつでも乙に書面をもって通知することにより直ちに本契約及び個別契約の全部または一部を解除できるものとする。
 - (1) 乙の労働争議、従業員の退職等、乙の責に帰すべき事由により、個別契約に定める納期を遵守することが困難となったとき
 - (2) 乙または乙の業務責任者、その他の従業員、使用人が不正行為をなし、若しくは甲に対し、

文書コード:P-C002-01

その業務遂行を妨げあるいは損害を与えたとき

3. 前各項により、本契約または個別契約が解除された場合、甲は乙に対して、乙の責によって被った損害の賠償を請求できるものとする。但し、個別契約で特に定めない場合は具体的な賠償金額、賠償方法について、別途甲・乙協議のうえ定めるものとする。
4. 前第1項、第2項に基づき、甲が本契約又は個別契約を解除した場合において、甲が要求した場合には、または当該解除時点までに完成若しくは仕掛かり中の成果物の全部又は一部を甲に引き渡すものとする。この場合、第24条の規定を準用するものとする。尚、当該譲渡対象の成果物の対価については、当該譲渡に係わる成果物の完成割合、及びその時点において有する機能等を甲・乙双方協議のうえ、甲が評価決定するものとする。
5. 甲が第1項各号に該当した場合、甲は乙の請求によりその顧客(乙へ発注済の本件業務の甲への発注元を含む)に対する債権中、乙の甲に対する債権の回収に足る額の債権を乙に譲渡するものとし、乙から請求あり次第、顧客に対し、内容証明配達証明付郵便により同債権譲渡通知を発信し、且つ甲に届く配達証明葉書を乙に交付するものとする。

第36条 (期限の利益の喪失および相殺)

甲又は乙が前条第1項各号又は第2項に該当したときは、個別契約の解除の有無にかかわらず、当該当事者は相手方に対する債務につき期限の利益を喪失するものとし、相手方は当該当事者に対し有する一切の金銭債権と当該当事者の相手方に対する金銭債権とを対当額をもって相殺できるものとする。

第37条 (有効期間)

本契約の有効期間は本契約締結日から翌年の同日の1日前までの満1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに両者のいずれかよりも反対の意思表示のないときは、本契約は更に満1年間自動的に継続更新されるものとし、以後もまた同様とする。

第38条 (管轄裁判所)

本契約または個別契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第39条 (その他)

本契約または個別契約に定めのない事項、及びその他本契約または個別契約の事項に関し疑義を生じたときは甲・乙協議して、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。本契約書記載の事項と個別契約に記載された事項に相違がある場合には、個別契約記載事項が優先するものとする。

第40条 (準拠法)

本契約に関する準拠法は、日本国法とする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲・乙双方記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙